

畜犬登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射日程

■実施日 **5月26日(火)**
時間・場所は右表のとおり

■料金

登録料 **3,000円** (新規登録のみ)

注射料等 **3,240円**

(つり銭のないようにお願いします)

実施場所	時間
日の出コミュニティ会館	9時00分～9時30分
西栄コミュニティ会館	9時45分～10時15分
除雪ステーション	10時30分～11時00分
東コミュニティ会館	11時15分～11時40分
筑紫児童館あと	13時15分～14時00分
役場前	14時15分～15時45分

●実施日(5月26日)に登録及び注射が受けられない方へ

- ・第2回の注射を6月16日(火)午後6時から午後7時までの間、役場前で登録及び注射を行います。
- ・個人宅への注射の出張サービスは行っておりませんので、6月16日も注射を受けることができない方は動物病院で接種するようにしてください。

●動物病院で注射を受けられた場合

- ・病院で発行された「狂犬病予防注射済証」を持参のうえ、役場住民課総合窓口グループまでお越しください。注射済票を交付いたします。(手数料550円が必要です。)

●飼い犬の異動(譲渡や転入・死亡など)があった場合

- ・飼い犬が転入・死亡したり、飼い犬を譲ったりした場合には届出が必要となります。
- ・異動があった場合は、総合窓口グループまでお越しいただくか、ご連絡をお願いします。

狂犬病予防注射は、法律で1年に1回必ず飼い犬に注射することになっています。

お問い合わせ 役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111 (内線43)

農業者年金受給権者現況届が送付されています

農業者年金を受給されている方は、農業者年金基金から毎年5月下旬に現況届の書類が送られています。

現況届には、受給されている方の氏名・生年月日・住所(番地で記入してください)を記入のうえ、6月30日(火)までに農業委員会事務局へ提出してください。

提出がない場合は、農業者年金の支払いが止められる場合があります。

不明な点などがありましたら、農業委員会事務局へお問い合わせください。

お問い合わせ先 農業委員会事務局
電話 33-2111 (内線65番)

役場庁舎カウンターにビニールカーテンを設置しています

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、役場庁舎のカウンターにビニールカーテンを設置いたしました。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、カウンター内への立ち入りはご遠慮願います。



八丁目頭首工の改修工事が始まります

北海道開発局札幌開発建設部の工事で、今年6月から雨竜川（筑紫橋下流約350m）に新たに八丁目頭首工を建設することとしています。

工事期間は、令和2年度～令和8年度までの7年間で予定しており、令和2年度～令和6年度で新頭首工を完成し、令和7年度～令和8年度で現頭首工を撤去する予定です。

工事期間中、工事箇所周辺の道路を使用することとなり、周辺住民の方にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

■工事の概要

1. 工 事 名
雨竜川下流農地防災事業 八丁目頭首工建設工事外
2. 工事場所
雨竜郡秩父別町、北竜町
3. 工事期間
令和2年6月～令和9年3月（予定）
4. 連 絡 先 北海道開発局札幌開発建設部
深川農業事務所第3工事課
〒074-0001 深川市1条15番16号
TEL 22-4151 FAX 22-5320
5. そ の 他 受注者、交通規制等の具体的な内容については、随時お知らせします。



ごみの野外焼却（野焼き）は絶対にやめましょう！

地面に掘った穴やドラム缶、法令で定められた構造基準等を満たしていない焼却炉でゴミを焼却している方がいます。このような野焼きは、環境に悪い有害物質ダイオキシンが発生するとともに、煙・すす・悪臭などで近所の人に迷惑をかけます。また、飛び火による火災など思わぬ災害を及ぼすおそれがありますので、絶対にやめましょう。

◆ごみの野外焼却（野焼き）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（法第16条の2）で禁止されています。

◆違反して廃棄物を焼却した者は「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方」の対象になります。

－政令で定める例外（廃棄法施行令第14条）－

- ・国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却（凍霜害防止のために行う廃タイヤによるくん煙は、生活環境に著しい支障を生じるためできません）
- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：どんと焼き）
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（廃ビニルの焼却は生活環境に著しい支障を生じるのでできません）
- ・たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（書類等の焼却はこれに該当しません）



「例外的に認められている焼却行為であっても、生活環境上支障があり、苦情等がある場合は指導の対象となります。」

